

きれいな水を 守るために

「白石市水道水源保護条例」を制定

白石市では、水道の水源を守るための条例制定について、水道事業運営審議会（後藤正太郎会長）の審議を経て、条例化の作業を進めてきました。この条例案は、2月定例会市議において可決され、3月9日から施行されました。

本条例の中には、全国で初めて、住民の皆さんが持っている「きれいな水を楽しむ権利」を守ることを明文化しています。

〔条例の概要〕

目的
水道法の規定に基づいて、水道に係る水質の汚濁を防止し、安全で良質な水を確保するため、その水源を保護することにも、住民がきれいな水を楽しむ権利を守り、現在及び将来にわたって住民の生命及び健康を守ることを目的とします。

市・住民・事業者の責務
市では、水源地域の保護に係る施策の実施に努めるものとし、住民及び事業者は、市が実施する当該施策に協力していただくこととなります。さらに、事業者はその事業活動を行うに当たっては、水源地域の保護に必要な措置を講じていただくこととなります。

規制の対象となる事業場

水源保護地域への立地を規制する業種は、次の3業種としています。

- イ. ゴルフ場
- ロ. 一般廃棄物最終処分場
- ハ. 産業廃棄物最終処分場

水源保護指定予定地域の縦覧

本条例では、水源保護地域は、市長が指定する区域」と定めており、その区域（案）は、次ページの図のとおりです。

なお、この指定区域（案）の関係図書などは、次により縦覧していただくこと

ができます。

期間 4月2日(月)から4月27日(金)までの土・日曜日を除く午前8時30分～午後5時15分

場所 白石市水道事業所
(白石市城北町4-6)

また、市民の皆さん及び利害関係のある方々は、5月に開催予定の公開の水道事業運営審議会において、意見を述べるすることができます。詳しくは、白石市水道事業所施設係(☎255522)へお問い合わせください。

水源保護地域図

